

令和2年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（鹿児島県教育委員会）

1. 問題意識・提案背景

(1) 合理的配慮の提供に関すること

- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」と記す。）の施行に伴い、県内全ての公立学校において対象児童生徒に対する合理的配慮の提供が適切に行われる必要がある。
- ・ 「障害者差別解消法」の施行に伴い、当県においては、「鹿児島県教育委員会対応要領」を策定するとともに、平成28年度には「合理的配慮協力員」を県内4教育事務所に配置し、「障害者差別解消法」の周知を行ったり、学校等からの相談に対応したりできる体制を整えた。
- ・ 平成28年度には、県内全ての教育事務所（7箇所）と市町村教育委員会（43箇所）、県立高等学校（61校）を特別支援教育室長と担当指導主事が訪問し、「障害者差別解消法」の周知及び適切な対応の依頼を行うとともに、各学校等の実情に応じて合理的配慮の提供について、直接、指導助言を行った。平成28年度以降も、小・中学校及び高等学校を計画的に訪問し、学校の実情を把握するとともに適切な対応について協議を行いながら取り組んできた（3年間で38校）。
- ・ 合理的配慮の提供に関する理解・啓発用リーフレットの作成を行い、各学校での研修や、特別支援学校の巡回相談等での活用を図っている。この理解・啓発用のリーフレットには、これまで収集した事例等を掲載するとともに、学識経験者や関係機関、研究指定校の教職員、教育事務所等の指導主事等が出席する協議会での協議内容を反映させたものとした。
- ・ 合理的配慮の提供に関する教育講演会を実施し、教職員に対して合理的配慮の提供に関する理解・啓発を図った。
- ・ 当県は離島も多く、南北約600kmに渡っているという地理的条件もあり、県内全ての学校において「障害者差別解消法」に対する十分な理解を促したり、合理的配慮の提供が適切に行われたりするようにするという点では、まだまだ課題がある。情報発信の方法を工夫しながら、継続して理解・啓発のための取組を充実させていく必要がある。
- ・ 特別支援学級在籍児童生徒数の増加は著しく（平成27年度比2,626人増、1.9倍）、公立小・中学校の通常の学級及び公立高等学校に在籍している支援が必要な児童生徒の割合は全児童生徒数の8.6%にのぼる。特別支援学級に在籍している児童生徒に対する合理的配慮の提供はもちろんのこと、小・中学校等の通常の学級や高等学校に在籍している児童生徒に対する合理的配慮の提供を適切に行うことが課題であり、関係機関や相談窓口等について周知を図りながら、合理的配慮の提供を進めていく必要がある。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

- ・ 当県では、就学や進学等の移行期において、支援が必要な幼児児童生徒に関する情

報をコンパクトにまとめて引き継ぐためのツールとして、「移行支援シート」を作成し、活用を図っている。

- ・ 平成 29 年度文部科学省委託事業「系統性のある支援研究事業」において成果刊行物として作成した学校間連携に関するリーフレットを各学校等に配布するとともに、各種研修会等の資料として活用し、学校間連携の重要性について学校や教職員の意識を高めるよう取り組んでいる。
- ・ 支援が必要な幼児児童生徒に対する就学前から高等学校卒業後までの一貫した切れ目ない支援の充実を図るため、大学や福祉、医療等の関係機関、親の会等の関係者からなる「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会（切れ目ない支援体制構築充実運営協議会）」を設置（平成 30 年度～）し、「移行支援シート」の作成・活用における課題やその課題に対する解決策等について協議し、その協議内容と学校間連携の取組例から、学校間連携に関する研修用プレゼンテーション資料にまとめ、活用を図っている。
- ・ 令和元年度、各学校における前在籍校（園）から引継ぎを受けた学校数の割合は、幼・保等から小学校等が 60.4%（305 校）、小学校等から中学校等が 78.7%（170 校）、中学校等から高等学校が 50.0%（34 校）であり、支援の必要な幼児児童生徒の確実な引継ぎという面では、課題が多くある。特に、中学校から高等学校への移行支援シートの活用促進を図っていかなくてはならない。
- ・ 各学校（園）で提供されていた合理的配慮についての情報が、就学、進学時に十分に引き継がれず、新たな学びの場において、一人一人に応じた支援が行われずに、対象児童生徒並びに進学先の学校ともに苦労した例がある。
- ・ 公立高等学校の入学選抜において、合理的配慮を提供した事例が、平成 28 年度 25 件、平成 29 年度 38 件、令和元年度 51 件、令和 2 年度 56 件と増加傾向にある。しかしながら、入学後の合理的配慮の提供に関しては、手続き等において学校間で差があるのが現状であり、高等学校での合意的配慮の提供に関する学校全体での取組や好事例等を情報発信等していく必要がある。
- ・ モデル地域の高等学校訪問時の情報交換や特別支援教育に係る校内支援体制の実情等から、高等学校において支援が必要と判断している生徒と、中学校において支援が必要と判断している生徒の捉えと数に差があることが分かった。また、通常の学級に在籍している支援が必要な児童生徒の引継ぎに際して、「移行支援シート」の活用が進んでいない現状があり、引き継ぐためのツールとしての有効性を検討する必要がある。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

- ・ 平成 30 年度は、高等学校での特別支援教育の推進のために、特別支援教育や発達障害等に関する書籍を購入し、高等学校の職員研修で活用したり、外部講師による校内研修会を計画したりした。高等学校での特別支援教育の推進と支援が必要な生徒への共通理解・共通対応のために、引き続き高等学校の教職員に対する理解・啓発を推進していく必要がある。
- ・ 県内の公立高等学校を対象とした当県独自の調査によると、令和元年度は発達障害の可能性のある生徒の在籍状況は、全体の 2.3%（平成 30 年度は 1.8%）であり、年々増えている状況にある。また、高等学校での特別支援教育推進上の課題としては、「職員の特別支援教育に関する経験や知識が少ない。」が 80.0%、「本人が他の生徒と違う

特別な支援を望まない。」が55.7%と多く、高等学校の実情に応じた研修会の充実と支援の必要な生徒の自己理解を深める取組の推進が求められている。

- ・ 高等学校においては、発達障害等のある生徒の就職支援について、進路指導担当者のノウハウが少なく、企業等の発達障害に対する理解も十分とは言えない状況にある。

2. 目的・目標

(1) 合理的配慮の提供に関すること

- ・ 各学校における合理的配慮の提供に関する様々な取組を収集し、合理的配慮の決定や調整、変更の過程において、必要な指導、助言を行い、支援が必要な児童生徒への合理的配慮の提供が適切に行われるようにする。
- ・ 合理的配慮の提供に関する研修会の開催とともに、収集した事例を基に、「学校間連携ハンドブック」にまとめ、広く情報発信したり活用を推進したりすることを通して、全ての学校の教職員等への周知を図り、各学校での合理的配慮の提供が円滑に行われるようにする。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

- ・ 「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会（切れ目ない支援体制構築充実運営協議会）」での協議や、収集した学校間連携の取組を基に、学校間連携に関する課題とその課題に対する対応策等を「学校間連携ハンドブック」にまとめ、広く情報発信し、活用を推進することで、各学校の課題に応じた校内支援体制の充実と合理的配慮の提供を含む学校間連携の体制づくりの構築につながるようにする。
- ・ 継続して「移行支援シート」¹の作成、活用を推進するとともに、通常の学級や高等学校に在籍する児童生徒の引継ぎの課題に対応した「移行支援シート」の見直しを行うことにより、必要な支援内容や支援方法が、就学前から高等学校卒業後まで切れ目なく引き継がれるようにする。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

- ・ 「就職支援に関する連携協議会」での協議や研究協力校（高等学校）での実践事例を基に、生徒の自己理解を深める取組や就職支援の例、就労支援に関する相談窓口等について「学校間連携ハンドブック」にまとめ、広く情報発信し、活用を推進することで、高等学校における特別支援教育の推進及び企業等と連携した就職支援の充実につながるようにする。
- ・ 令和元年度に作成したリーフレット「高等学校における特別な支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて」の研修会での活用等を通して周知を図るとともに、「自分の得意・不得意気づきシート」、「サポートシート」、「就職支援シート」²を活用した実践事例を蓄積し、県下の学校に発信することで、発達障害等の可能性のある生徒の就職支援の推進につながるようにする。

¹ 当県が独自に作成した就学、進学時における特別な支援が必要な幼児児童生徒の引き継ぎのためのツール

² 当県が独自に作成した高等学校における発達障害等のある生徒の自己理解を深め、自分に必要な支援内容について就職先につなぐためのツール

3. 主な成果

(1) 合理的配慮の提供に関すること

- ・ 平成 30 年度に作成した理解・啓発用リーフレット「充実した合理的配慮の提供に向けて～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～」を各学校の研修や特別支援学校の巡回相談等で活用を図るとともに、リーフレットの内容を基に新任特別支援学級担当者会や特別支援教育コーディネーター養成研修会、特別支援教育支援員研修会など、県教育委員会が主催するあらゆる研修の機会を捉えて、合理的配慮の提供に関する基本的な考え方や提供までの手続き、実際の学校での取組事例などについて啓発を図ることができた。
- ・ 合理的配慮の提供に関する教育講演会を実施し、参加した教職員 158 人に対して合理的配慮の提供に関する理解・啓発を図ることができた。講演会の感想では「今困っている点を分かりやすく教えていただけたので、本校でもできるところから取り組んでいきたい。」「支援が必要な生徒だけに限られた先生が指導するのではなく、学校全体で生徒にできることをしていく。それがこれからのスタンダードになるべきだ。」などの感想が多く寄せられ、指導・支援上の悩みの解決や校内支援体制を整備する上での教員の意識の重要性を確認し、今後の合理的配慮の提供に係る具体的な進め方について手掛かりを得る機会となった。
- ・ これまでに収集した各学校種で参考となる事例を基に、学識経験者や関係機関、教育事務所の指導主事等が出席する「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会（切れ目ない支援体制充実運営協議会）」で協議を行い、合理的配慮の提供を引き継ぐことで切れ目なく支援を行う視点を本年度作成した「学校間連携ハンドブック」に取り入れた。
- ・ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校を訪問し、合理的配慮の提供及び支援方法や校内体制の構築に関する助言等を行うことで、適切な合理的配慮の提供を可能とした。この学校訪問における助言等の件数は、令和 2 年度においては訪問校数 57 校、計 69 回であり、その中から各学校の参考となる事例が 20 件報告された。これらの事例については、更に内容を精査した上で、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクル DB への掲載準備を進めるとともに、当県でもまとめて広く情報発信する予定である。
- ・ 学習障害のある児童生徒に対する合理的配慮の提供については、その実態把握から指導・支援方法について各学校の抱える課題が多い現状がある。その課題解決のために、鹿児島大学教育学部と連携し、協力を依頼した小学校 7 校の全学年の児童（1,052 人）に対して「読み書きに関するアセスメント」を実施し、その結果についてフィードバックするとともにフォローすることで、読み書きに困難さを抱える児童が自分の困難さに応じた学び方を学ぶことができた。また、学級全ての児童生徒に対して同様に実施したことで、学級全体の読み書きの力を高められるなど波及効果が期待できるものだった。
- ・ 「障害者差別解消法」の周知に係る学校訪問を、令和 2 年度は 15 校（小学校 7 校、中学校 4 校、高等学校 4 校）実施し、各学校における障害者差別解消法に関する取組状況及び学校の合理的配慮の提供を含む特別支援教育体制を把握することができた。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

- ・ これまでに収集した各学校種で参考となる事例を基に、「校内支援体制モデル」、「学校間連携モデル」を考案し、学識経験者や関係機関、教育事務所の指導主事等が出席する「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会（切れ目ない支援体制充実運営協議会）」で協議を行い、「学校間連携ハンドブック」を作成した。各学校に対して周知を図るとともに、県教育委員会のホームページに掲載するなど広く情報発信を行った。今後、県教育委員会主催の研修会等において活用し、県内の学校間連携の充実を図っていききたい。
- ・ 学校間連携の研修資料として、令和元年度に作成した「学校間連携の推進～切れ目ない支援体制構築のために～」（管理職及び特別支援教育コーディネーター対象）の改訂を行うとともに、各学校において短時間で研修を行うことができる「学校間連携の充実を図るための15分研修」（担任等の教職員対象）を新たに作成し、市町村教育委員会及び各学校に情報提供を行った。いずれも各地域や各学校における研修等で積極的に活用された。
- ・ 1教育事務所管内をモデル地域に指定し、中学校から高等学校への引継ぎに関する調査（中学校対象：32校）を実施し、そのうち11校への訪問を行い、引継ぎ状況について具体的に聞き取りを行った。また、都市部の引継ぎ状況を把握するために同様の引継ぎ調査（中学校対象：38校）を1市教育委員会管内で実施し、そのうち9校への学校訪問を行い、引継ぎ状況について具体的に聞き取りを行った。これらの二つの調査及び学校訪問で得た情報を基に、中学校時に特別な支援が必要だった生徒44人（通常の学級27人、知的障害特別支援学級2人、自閉症・情緒障害特別支援学級15人）について進学先の高等学校12校を訪問し、入学後の状況について把握した。この44人のうち、「移行支援シート」等を利用して引継ぎが行われていた生徒は10人（通常の学級4人、知的障害特別支援学級1人、自閉症・情緒障害特別支援学級5人）であった。この10人の高等学校入学後の対応状況としては、6人が校内委員会等で支援等について検討され、4人が検討されていない状況であった。一方引継ぎが行われなかった34人については、校内委員会等で検討等が行われたのは1人のみであった。これらの結果を受け、移行期における学校間連携の一層の充実を図るために、県教育委員会として「移行期における学校間連携の基本的な考え方」を定め、全ての学校に通知するとともに、高等学校側の意見を踏まえ中学校から高等学校への「移行支援シート」の改訂を行った。
- ・ 移行期における学校間連携の充実を図るために、理解・啓発用リーフレット「学校間連携の充実のために～切れ目ない支援の充実を目指して～」を作成し、県内全ての学校等に配布した。
- ・ 令和2年度「移行支援シート」等を利用した引継ぎの状況としては、引継ぎを受けた学校数で小学校が60.4%から68.3%、中学校が78.7%から82.2%、高等学校が50.0%から58.8%と前年度の状況より増加しており、各校種間の理解が進んできている。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

- ・ 発達障害等の可能性のある生徒の自己理解を深め、就職先へ必要な支援に関する情報を引き継ぐために、当県が作成した「自分の得意・不得意 気づきシート」、「サポ

ートシート」、「就職支援シート」の活用のために、研究協力校（高等学校）の教職員や企業関係者、就労関係機関、学識経験者等からなる「就職支援に関する連携協議会」を設置し、これまでの活用事例に関する情報交換や今後の活用方針に係る協議を行い、施策の推進に生かすことができた。

- ・ 研究協力校における発達障害等の可能性のある生徒の就職支援に関する実践事例を基に令和元年度に作成した理解啓発用リーフレット「高等学校における支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて」を高等学校訪問や県教育委員会主催の研修会において活用することができた。
- ・ 「自分の得意・不得意 気づきシート」については、多くの研究協力校で取り入れられ、学年（実施学年は各学校で異なる。）の全生徒を対象として、進路学習の一環として活用した取組や教育相談資料として使用した取組等の報告があり、生徒の自己理解を促すために効果的に活用されるケースが見られた。「サポートシート」については、インターンシップ等の際に、本人の思いや特性などを実習先に伝えるためのツールとして活用されるケースが報告された。「就職支援シート」については、障害者雇用枠の対象ではない生徒を想定したものであるため、保護者及び本人の承諾を得ることやシートを就職先に渡す時期や方法などで難しさがあるとの意見が多く出されたが、学校と地元企業が関係を築いた上で活用に至ったケースや保護者及び本人の要望により活用したケースなども報告された。
- ・ 今後、「自分の得意・不得意 気づきシート」、「サポートシート」、「就職支援シート」の活用事例及び活用に当たってのQ&Aをまとめ、県教育委員会のホームページにおいて広く情報発信したところである。

4. 拠点校における取組概要

- ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(ア) 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【対象児童の実態】

A児童は、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する高機能自閉症の診断を受けている4年生である。聴覚や触覚の感覚過敏が顕著であり、大きな音が苦手でイヤーマフを使用することもある。また、学校の制服や体操服、帽子は着用できず、決まった服装でしか登校できない、食感やにおいが嫌で給食を食べることができないなどの状況が見られる。また、初めてのことに大きな不安を感じ、学校行事や合同の学習への抵抗感が強く、参加が難しい。不安が強くなると、手洗いが多くなり、皮が剥けてしまうことがある。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

A児童は、入学前に幼稚園に通園するとともに児童発達支援事業所による療育活動に参加していた。入学に際しては、幼稚園及び児童発達支援事業所から、A児童の状態像や特性、配慮事項等について丁寧な引継ぎがあった。その引継ぎ内容と保護者との面談内容を踏まえて、入学後は学校行事への参加方法や不安に対する対応方法など、学校全体で共通理解し、共通実践を行っていた。学校での様子について、継続し

て保護者と情報交換する中で、保護者からA児童の不安やこだわりへの対応について配慮の申し出があり、校内特別支援教育委員会で検討するとともに、地域のサポートセンターのアドバイスを受けながら、具体的な配慮内容として、登下校時の服装に対する配慮と聴覚刺激に対するイヤーマフの使用、在校時間への配慮の三点について提案し、保護者との合意に至った。その後も継続して、A児童の変容も踏まえながら校内特別支援教育委員会において、配慮内容の評価、変更を行ってきている。

【合理的配慮の提供に関する実態】

A児童については、不安傾向が非常に強く、気持ちが落ち着かず食事がとれなくなったり、行動が滞ってしまったりすることが多くあるため、気持ちが落ち着くための支援や配慮を行うことにした。具体的には、A児童の情緒が不安定になった場合に、落ち着くための活動として、バランスボールで体を動かす、絵を描く、うさぎ小屋へ行ってうさぎを見る等の対応から、A児童が選択して行うことを認めた。

また、聴覚過敏が顕著であるため、入学時から騒がしいときや本人が集中したいときなどには、イヤーマフの使用を認めることとした。初めての学習活動（学校行事や合同学習等）に対する強い不安があるため、小学校2年生のときから学習活動へ無理に参加させるのではなく、遠くから観察する→近くに寄って見学する→できる活動内容へ参加するなど、段階を追って学習活動へ参加できるよう継続して配慮するとともに、学校行事や学習活動等への参加の仕方を保護者やA児童と話し合っ決めてきた。苦手なことや感覚過敏に対する支援や配慮について、保護者や本人と話をしながら決めていくことや教職員間で共通理解が図られていることなどから、気持ちが安定した状態で学習に参加することができるようになり、特別支援学級や交流学級が対象児童にとって安心できる場となってきている。そのため、音刺激に対する過敏さが減り、交流学級の音楽の時間での合奏や合唱に参加できるようになってきている。現在では、イヤーマフを使用することはほとんどなく、非常ベルが鳴る避難訓練等で使用するのみである。支援や配慮を受けながら、成功経験を積んできたことで、学校生活や学習そのものに対して見通しをもつことができるようになり、気分が不安定になることやその解消のために要する支援も少なくなっている。また、学習活動や行事等への参加について配慮し、参加の方法をA児童本人と決めることで行事や学習活動に対する不安が減り、毎日、遅刻することなく兄と一緒に登校できるようになった。さらに、学校での滞在時間も延び、週に1日（特別支援学級で給食を食べる木曜日）のみではあるが、午後も授業に参加できるようになってきている。できるという自信ややってみようという意欲も見られるようになり、自分から午後の授業への参加を希望するなど、交流学級において学習できる教科や時間が増えてきている。

- (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

【対象生徒の実態】

B生徒は、全日制の高等学校1年生の、ADHDの診断を受けている生徒である。小学校3年生から特別支援学級に在籍していた。中学校でも特別支援学級に在籍していたが、ほとんど登校しておらず、登校した際もほとんどの時間を保健室で過ごしていた。中学校でも感情が高ぶり、情緒不安定になったことがあった。高等学校入学後は、全教科とも通常の教育課程で学習しているが、一斉指示が伝わりにくかったり、

集中の持続が難しかったりする様子が見られ、個別で言葉掛けを行うなどの対応が必要であった。また、SNS上のトラブルがきっかけで情緒が不安定になり、自傷行為が見られたことなどから、学校全体での行動の見守りなどが必要な状況である。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

中学校からは合格発表の後に、これまでのB生徒の支援についてまとめられた移行支援シート等を用いて（本人・保護者の同意の下）引継ぎが行われた。また、高等学校からも中学校へ訪問を行い、B生徒についての情報収集を行ったが、移行支援シートに記載事項以外は、入学後に具体的な合理的配慮の申請などはなかった。

2学期に情緒的に不安定な時期が続き、学校で自傷行為があったことをきっかけに、保護者と教育相談を行い、学校生活での配慮事項等について検討を行い、合理的配慮申請書の提出につながった。この合理的配慮申請書は年度ごとに学校へ提出するようになっており、学期毎に生徒及び保護者と面談を行い、支援の修正などを行いながら実践している。

【合理的配慮の提供に関する実態】

B生徒に対する合理的配慮として、人が多いと情緒的に不安定になりやすかったり、心理的なストレスを感じやすかったりするために、通学バスを1本遅らせて登校することを認めることにした。また、遅刻した際に提出する遅刻届を免除し、本人が登校後に直接報告する形へ変更すること、安全確保のために校内でのB生徒の所在について確認すること、情緒の安定のためにクールダウンする場所の確保や本人にとって落ち着くことができるもの（ぬいぐるみ）の持込みを許可することなどについて、学校生活で配慮していく点として確認し、取り組んでいる。

B生徒が気持ちを安定させクールダウンするための別室の設定や、校内での見守り体制などの配慮点を踏まえ、担任や特別支援教育コーディネーターを中心に作成した個別の指導計画を基に関係する教職員で実践し、継続して支援の整理や見直しを繰り返しながら取り組むことで、B生徒の情緒の安定につながっている。

② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

(ウ) 高等学校の入学選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究

【対象生徒の実態】

C生徒は自閉症のある高等学校1年生である。高等学校には受検特別措置の申請による別室受験を経て入学している。小学校3年時より月に1回、医療機関で言語療法とカウンセリングを受けており、中学校では2年時より自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍していた。特別支援学級では活動への見通しをもたせたり、C生徒のペースや意思を尊重したりしながら、通常の学級での活動や学校行事に参加できるように支援してきた。

高等学校入学後は、学業成績には問題はないものの、自分なりのペースが優先されることや集団活動への不安、意思伝達の苦手さなどの特性が目立つようになり、1学期の校内委員会では「一つ一つの行動がゆっくりで、板書や教室移動が間に合わず授業への参加が遅れる。思いや考えをうまく表現できない時には黙ったまま動かなくなる」等の実態が共通理解された。その後、寝坊や登校準備が間に合わないなどの理由で遅刻が増えるとともに、遅刻した時には靴箱付近で行動が

滞り、教室への入室や授業参加を頑なに拒む様子も見られるようになった。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

C生徒の入学に当たり、合格発表後に中学校と保護者から、「移行支援シート」や個別の指導計画、個別の教育支援計画によりC生徒の実態やこれまでの支援内容、進学後も継続して取り組んでほしい内容や配慮事項、保護者の願いなどが伝えられた。

入学後、高等学校の校内委員会では「移行支援シート」を確認し、中学校で特に有効だった支援（「活動の予定ややるべきことを提示する、活動等に対するメリット、デメリットについては必ず伝えるが、決定は本人に任せるなど」）を高等学校でも引き継ぎ、C生徒の意思を尊重しながら苦手な集団活動や授業にも取り組むことができるように工夫していくことを支援の基本とした。

さらに、C生徒と保護者の同意を得て、放課後に週1回、担任との個別面談やソーシャルスキルトレーニング（以下、SST）などの個別指導を実施し、自己理解やコミュニケーションスキルを高めていく学習をしていくこととなった。

【合理的配慮の提供に関する実態】

C生徒に対して行った合理的配慮として、教室移動が間に合わなかったり遅刻をしたりして情緒的に不安定になると、教室へ入室できないことがあるため、前向きな言葉を掛けて心理的負担を減らすこと、遅刻した時には「まず靴箱の消毒液のところまで来る、次に遅刻届を出す、遅刻届の理由はここ（項目）から選んで書く」等、C生徒に対してルールや手順を具体的に細かく示し、自ら次の行動に移ることができるように取り組んだ。また、学校行事や集団での活動については、活動の流れやルール、参加のメリットやデメリット、参加の形態などを具体的に伝え、活動の見通しがもてるようにした。その際、「参加できないなら、参加できるような工夫をしよう。」という姿勢で関わり、本人の意思決定までの時間を十分確保するとともに参加への意欲を促した。C生徒から「参加できそうにない。」という申し出があった時には、基本的に別室対応ではなく、活動している様子を見学するようにした。

放課後に週1回、担任と「進路実現に向けた学習<自分の困りごと・悩みを考えてみよう>」というテーマでSSTを開始した。C生徒の困りごととして「自分から話し掛けること」という訴えがあったため、話し掛け方の具体例として「ちょっといいですか？」等の“枕詞”を使う話型パターンの使用を勧め、活用できるよう取り組んだ。

また、C生徒は、板書をノートに写す作業に時間を要するため、休み時間まで掛かることも多く、それが教室移動の遅れや授業開始に間に合わない原因にもなっていた。そこで、板書の中からノートに写す箇所を明確に示すなど、必要最低限の板書量に調整したり、ワークシートに書き込む形に変更したりするなど、C生徒の板書にかかる負担を減らした。また、C生徒とも話し合っ、筆記用具を持ち変える頻度を減らし板書を写すスピードを上げるようにした。具体的にはカラーペンで書くところをシャープペンシルで書き、書いた文字の下に波線を引く、定規を使った後に毎回定規を拭く習慣を見直す、細かい書き間違いは書き直さず消しゴムを使う回数を意識的に減らすなどである。これらはC生徒なりの板書をノートに写す際のルールを変更するものであったが、納得して取り組んでいる。

また、C生徒は他の生徒とコミュニケーションがうまく図れず、トラブルになるこ

ともあった。そのような時には、C生徒の了承を得たうえで、C生徒の特性について他の生徒に説明する機会を設けた。その際、他の生徒たちの気持ちや考えも聞き取り、特性の理解を求める説明は“特別扱い”ではなく、相互理解を促す説明であると捉えられるように配慮することにした。

これらの取組により、活動に対する見通しをもちながら、次時の活動や行事にスムーズに参加する姿が見られたり、スムーズな教室への入室と授業参加につながりやすくなることができた。

③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究

(カ) 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【対象児童の実態】

D児童は、外国から日本に来て、小学校の1年時に転入してきた現在小学4年生である。自閉症及びADHDの診断を3歳時に受けている。両親ともに中国人であるが、母親が日本語を教える仕事をしているため、ある程度の日本語には触れたことがある。しかし、家庭ではモンゴル語を使うことも多く、言語面や学習への配慮が必要である。口頭での全体への指示理解が難しい様子や指示を聞き漏らすこと、学習活動に集中して取り組むことの難しさなどが見られる。また、こだわりの強さや興味・関心の狭さなどから、休み時間に好きな遊びを一人で楽しんだり、着替えや上履きを履くことへの抵抗や偏食等が見られたりするなど、感覚の過敏さと併せて、育ってきた環境や文化の違いの影響も感じられる。

より個に応じた学習面の配慮を行う必要性があったことや、落ち着きのなさや他の児童との関わりの面での課題などから、小学3年時から自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している。特に、自分から他の児童へ適切にアプローチすることが難しく、教師からの指導・助言が必要であったり、機会を捉えて関わりの方法について丁寧に振り返ることが必要であったりする。また、これまでの生活経験や文化の違いなどの影響と本人の特性もあり、学習面だけでなく、持ち物の管理や整理整頓の困難さ、周りの人との関わり、場に応じた行動などの課題も見られる。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

転入当初は、大きく環境が変わる中での学校生活だったので、学習面だけではなく生活面、行動面ともに困難が見られ個別の対応が必要な状況であったが、転入までの準備期間が短かったことや通常の学級に在籍していたことなどから、D児童の生活環境や特性に応じた細やかな配慮・手立ての実施が十分には難しい状況があった。このように学校生活を送る上で不安はあったが、D児童は様々な活動を楽しみ、学校生活に少しずつ慣れていく様子が見られた。また、管理職や担任、特別支援教育コーディネーターが中心となって、転入時から継続して保護者と連携を図っていたことから、保護者から学校へ相談しやすい環境はできていた。

2年生に進級時も通常の学級で様子を見ていたが、指示を理解することの難しさ、学習への取組状況や友達との関わり、生活面などにおいて継続して課題が見られていた。このような状況を保護者も心配し、今後の対応について学校へ相談があった。この相談を機に、医療機関を受診することになり、その結果を参考にしながら、市の就学相談会を受け、本人の特性に応じた少人数での学習ができるように学びの場を見直すこととなった。2年生の3学期からは、試行的に特別支援学級での学習を経験し、

3年生から自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍して学習に取り組んでいる。

学習面や行動面への配慮や手立てを検討し、実施する際には、管理職や特別支援教育コーディネーターと連携しながら担任が中心となって保護者と具体的に話し合いを進めながら、必要な配慮や支援内容について検討し、対応していくこととなっている。

【合理的配慮の提供に関する実態】

3年生までは、読みの苦手さに対して、振り仮名を振るという配慮を行っていたが、漢字への興味・関心が強くなってきたこともあり、現在は、振り仮名がなくても大丈夫な状況である。また、集中できる時間が短いことや他のことに気が散りやすいところが見られるので、課題の量を調整したり、課題を小分けにして提示したり、一単位時間の流れに変化を付けたりして学習活動に意欲的に取り組むことができるようにしている。

また、学習面だけではなく、持ち物の管理や整理整頓、周りの人との関わり、場に応じた行動などについても特別支援学級の担任が本人と相談しながら、実際にやってみたり、手立てを考えたりして適時対応するようにしている。

こうした取組によるD児童の変容を基盤として、保護者と学校が良好な関係を築くことができ、学校の様子や家庭での様子などの情報を共有しながら、D児童の支援を行うことが継続してできている。

(キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【対象児童の実態】

E児童はLD傾向のある小学校5年生で、通常の学級（5・6年複式学級）に在籍している。低学年から学習面での遅れや困難さが顕著で、現学年においては、全ての教科において遅れが目立ち、学習意欲が低下していた。また、新型コロナウイルス感染症の影響下の臨時休校以降、なかなか学校に登校できない状況が続いている。学校に登校できた際は、何事もなかったかのように生活することができるが、コミュニケーションのとり方が幼く、最近では級友とどう接していいのかわ迷いがあるようである。教師との会話のやりとりでは、質問に対する確かな応答ができず、戸惑ってしまうことが多い。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

特別支援学校に巡回相談を依頼し、E児童の授業参観等を基に支援策等について検討する機会をもった。その際E児童の表情は暗く、集中力及び学習意欲ともに低下している様子が見られていた。また、板書を視写する際、漢字を一文字ずつ書くために、繰り返し黒板を見返すなど、学習のペースについていくには非常に困難な状況があった。教師の指示があっても理解できていない様子も見られ、当該学年の内容を学習する自体が困難であると考えられた。

その後、校内支援委員会を3回開催し、スクールソーシャルワーカーからの助言等も受けながら、支援内容等について検討した。その後、保護者との面談を通して、医療機関を受診する際に発達検査等を受けることや、個別学習の場として特別支援学級を弾力的に運用していくこと等について学校側から提案し、合意形成に至った。

【合理的配慮の提供に関する実態】

E児童は、発達上の課題からだけでなく、不登校傾向に伴う学習空白があり、当該学年の学習内容の習得、定着に困難をきたしていた。特に国語・算数の学習内容の理解については、他の教科以上に著しく困難な状況が見られていた。そのため、E児童は学習や学校生活に対する意欲をもてずにいた。

そこで、通常の学級においては、座席を個別に指導しやすい位置に配置したり、仲の良い友人と一緒に学びやすいように隣に配置したりした。担任は、E児童の一斉指示に対する理解の程度や、課題への取組状況等を随時確認しながら、自主的な活動を促したり励ましや称賛の言葉掛けなどを行ったりした。

E児童の特別支援学級での学習については、まずは、国語と算数の2教科について実施することとなった。その際、特別支援学級担任と通常の学級担任が連携を取りながら指導を行ったり、在籍する4年生女兒と一緒に学んだりする機会を設けた。その際、在籍する4年生女兒と同等内容の学習では、相互に学び合うペア学習を積極的に取り入れたり、E児童の学習の実態に即した学習内容に置き換えたりしながら柔軟に対応するようにした。また、学習に見通しをもたせる工夫として、一週間分の時間割を移動式黒板に掲示したり、授業1時間の流れを掲示するコーナーを作ったりしている。また、E児童については、通常の学級における「外国語」の学習で、学習支援員を配置し、個別に対応ができるようにもしている。

特別支援学級で学ぶ機会をつくることで、表情が明るくなり、安心して意欲的に取り組むことができるようになりつつある。漢字の学習について、2年生の内容から取り組んだり、算数については3年生程度から復習したりしているが、時間は掛かっても最後まで諦めずに取り組む姿が見られるようになってきている。家庭学習についても、特別支援学級担任から学習の理解の程度に応じて、本人が自信をもって取り組める内容に焦点化して出すことで、状況が大幅に改善した。

また、学習への意欲の向上とともに欠席・遅刻も減少しつつある。E児童の心理的不安に対応するとともに、通常の学級の担任が中心となり保護者の話を聞いたり、外部機関とのつながりを設けたりすることで、保護者の心理的な不安にも対応できていることも大きい。保護者についても、以前よりもE児童の学習の困難さに向き合うようになり、学校との連携に積極的な姿勢をみせるようになった。

5. 今後の課題と対応

(1) 合理的配慮の提供に関すること

【課題】

- ・ 当県は離島が多いことから、教職員の「障害者差別解消法」等に係る研修機会が少なく、県内全ての学校において「障害者差別解消法」に対する十分な理解、合理的配慮の適切な提供という点では、まだ途上段階である。
- ・ 学校だけでは解決が難しいケースやより専門的な観点からの助言が必要なケースなど様々な対応が必要となっている。特に高等学校においては、単位修得と合理的配慮の提供で学校が対応に苦慮しているケースがある。
- ・ 特別支援学級の在籍児童生徒数の増加が著しく（平成28年度比3,118人増、2.03倍）、また令和2年度公立小・中学校等の通常の学級及び公立高等学校に在籍している支援が必要な児童生徒の割合は、全児童生徒数の5.38%にのぼる。特別支援学級に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供だけでなく、小・中学校等の通常の学級や高

等学校に在籍する児童生徒への合理的配慮の提供を適切に行うことについて、合理的配慮の提供に係る知識の不足、合理的配慮の提供までの手続きの在り方など課題が残っている。

- ・ 高等学校においては、合理的配慮の提供と単位修得の問題で、各学校が対応に苦慮しているケースが見られる。

【課題解決に向けた対応】

- ・ 県教育委員会による「障害者差別解消法周知に係る学校訪問」を今後も継続的、計画的に実施するなど、「障害者差別解消法」の理解・啓発に取り組む。
- ・ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、合理的配慮の提供に係る助言等を行うことについては、本事業終了後は巡回相談の中で行う。
- ・ 平成30年度に県教育委員会で作成した合理的配慮の提供に係る理解・啓発用リーフレット「充実した合理的配慮の提供に向けて～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～」を特別支援教育コーディネーター研修会等で活用し、各学校における合理的配慮の提供の充実を図る。
- ・ 高等学校における試験等における合理的配慮の提供の在り方については、県教育委員会として引き続き事例収集を行い、高等学校に対して情報提供できるようにしていく。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

【課題】

- ・ 令和2年度「移行支援シート」等を活用した引継ぎの状況としては、中学校から高等学校への引継ぎ率が58.8%となっており令和元年度と比較して8.8%増となっているものの、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校と比べると依然として、支援が必要な生徒に対する引継ぎは課題が大きく、中学校の意識を一層高めていく必要がある。
- ・ 令和2年度の中学校及び高等学校に対する調査及び学校訪問によって、中学校時に通常の学級に在籍した生徒の引継ぎについて課題があるとともに、高等学校に引き継がれた場合であっても入学後に何らかの配慮や支援を受けているケースが少ないことが分かった。

【課題解決に向けた対応】

- ・ 令和元年度及び令和2年度に作成した学校間連携に関する研修用プレゼン資料や令和2年度に作成した「学校間連携ハンドブック」、理解啓発用リーフレット「学校間連携の充実のために～切れ目ない支援の充実を目指して～」をホームページで情報発信するとともに、研修会等で活用し、学校間連携の重要性についての意識を高める。
- ・ 令和2年度に改訂した「移行支援シート（中学校等→高等学校等）」及び各学校に通知した「移行期における学校間連携の基本的な考え方」について指導主事等会議等で教育行政職員への周知徹底を図り、各教育事務所単位及び各市町村教育委員会単位での研修会等において説明を行うようにする。
- ・ 中学校と高等学校の移行期における学校間連携の充実を図るため、特別支援学校が間に入り支援が必要な生徒を引き継ぐことができる学校間連携システムを構築する。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

【課題】

- ・ 高等学校における発達障害等の可能性のある生徒の就職支援については、「支援が必要かどうか」の捉え方が本人や保護者、教員等によってそれぞれ異なり、必要な支援が進路先に引き継がれないなどの課題があることから、担任や特別支援教育担当者のみで対応するのではなく、校内支援委員会等を行い、複数の教員が関わることでできる支援体制を整えることが必要である。
- ・ 発達障害等の可能性のある生徒の就職支援に関する取組について、校内における支援体制を整えることと併せて、支援が必要な生徒や保護者に合理的配慮の提供に関する情報提供を行い、理解啓発を進めることが重要である。
- ・ 就職支援シート等のツールについて、企業や関係機関等への理解啓発を進め、安定した就労へつなげるために、学校と企業、関係機関等との連携を強化することが重要である。

【課題解決に向けた対応】

- ・ これまでの研究協力校における取組において、「就職支援シート」等のツールの活用の有用性については確認できたことから、今後、県内の高等学校における活用を促すため、活用事例や活用のためのQ & A等をホームページに掲載し、就職支援の充実に向けて啓発を図ったところである。
- ・ 進路指導や就職指導に関する各種会合や研修会等において、高校教育課と連携しながら支援が必要な生徒の就職支援の充実について、研究協力校における事例等を踏まえて啓発を行い、高等学校における「就職支援シート」等の積極的活用を促す。
- ・ 「就職支援シート」等について、引続き労働機関や企業団体等へのリーフレット配布を通して理解啓発を行う。

6. 拠点校について

(小学校)

| 指定校名：H市立A小学校 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------------|--------------|-----|------|------|------|------|---------------|--------------------|------|-----|
| | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | | 第5学年 | | 第6学年 | |
| | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 通常の学級 | 11 | 1 | 16 | 1 | 8 | 1 | 12 | 1 | 8 | 1 | 17 | 1 |
| 特別支援学級 | | | | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| 通級による指導 (対象者数) | | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主幹教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | | 10 | 1 | | | 1 | 2 | | 3 | 19 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害，自閉症情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：設置なし

| 指定校名：I 市立B小学校 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------------|--------------|-----|------|------|------|------|---------------|--------------------|------|-----|
| | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | | 第5学年 | | 第6学年 | |
| | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 通常の学級 | 45 | 2 | 47 | 2 | 41 | 2 | 43 | 2 | 49 | 2 | 53 | 2 |
| 特別支援学級 | | | 1 | | 3 | | 5 | | 2 | | 1 | |
| 通級による指導 (対象者数) | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主任教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | | 14 | 1 | | 2 | 1 | 4 | | 4 | 28 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害, 自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：設置なし

| 指定校名：J 市立C小学校 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------------|--------------|-----|------|------|------|------|---------------|--------------------|------|-----|
| | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | | 第5学年 | | 第6学年 | |
| | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 児童数 | 学級数 |
| 通常の学級 | 47 | 2 | 49 | 2 | 38 | 1 | 46 | 2 | 52 | 2 | 43 | 2 |
| 特別支援学級 | 2 | | 3 | | 5 | | 1 | | 1 | | 8 | |
| 通級による指導 (対象者数) | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主任教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | | 16 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | | 4 | 29 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：3人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害, 自閉症・情緒障害,
視覚障害

※通級による指導の対象としている障害種：設置なし

(中学校)

| 指定校名：K 市立D中学校 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------------|--------------|----|------|------|-----|------|---------------|--------------------|-----|----|
| | 第1学年 | | | | 第2学年 | | | | 第3学年 | | | |
| | 生徒数 | | 学級数 | | 生徒数 | | 学級数 | | 生徒数 | | 学級数 | |
| 通常の学級 | 71 | | 2 | | 87 | | 3 | | 73 | | 2 | |
| 特別支援学級 | 2 | | | | 3 | | | | | | 3 | |
| 通級による指導 (対象者数) | | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主任教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | | 18 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 3 | 27 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害, 自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：設置なし

(高等学校)

| 拠点校名：県立E高等学校 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----|------------|--------------|------|------|------|-----|------|---------------|--------------------|-----|----|
| | | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | | | | |
| 課程 | 学科 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | | | |
| 全日制 | 普通科 | 21 | 1 | 17 | 1 | 22 | 1 | | | | | |
| 全日制 | 商業科 | 33 | 1 | 32 | 1 | 27 | 1 | | | | | |
| 通級による指導 (対象者数) | | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主幹教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | | 20 | 1 | | 2 | 3 | 1 | | 8 | 37 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2人

※通級による指導の対象としている障害種：なし

| 拠点校名：県立F高等学校 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|------------|--------------|------|------|------|-----|------|---------------|--------------------|-----|----|
| | | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | | | | |
| 課程 | 学科 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | | | |
| 全日制 | 普通科 | 22 | 1 | 20 | 1 | 15 | 1 | | | | | |
| 全日制 | 情報処理科 | 27 | 1 | 22 | 1 | 9 | 1 | | | | | |
| 通級による指導 (対象者数) | | | | | | | | | | | | |
| | 校長 | 副校長 ・教頭 | 主幹教諭 指導教諭 | 教諭 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 講師 | 事務職員 | 特別支援教育 支援員 | スクール カウンセ ラー | その他 | 計 |
| 教職員数 | 1 | 1 | | 21 | 1 | | 3 | 3 | 1 | | 7 | 38 |

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2人

※通級による指導の対象としている障害種：なし

7. 問い合わせ先

組織名：鹿児島県教育庁

担当部署：義務教育課特別支援教育室